1

每週月.水.金曜日発行



号 外(9)

目

次

則

規 則

- ○富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正 する規則
- ○富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規 則の一部を改正する規則

10

1

涀

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する規則 を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第27号

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改 正する規則

富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和41年富山県規則 第34号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「医療保護入院」を「医療保護入院等」に改め、同条第1項中「第33条第7項」を「第33条第9項」に改め、「届出は」の次に「、同条第1項、第2項又は第3項後段の規定による入院措置を採つたときは」を、「ものと」の次に「し、同条第6項の規定による入院の期間の更新をしたときは、医療保護入院者の入院期間更新届(様式第13号の2)により行うものと」を加える。

第19条中「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に改める。 第21条第2項を削る。

第22条の見出しを「(入院措置時及び定期の入院の必要性に関する審査)」に改

める。

様式第5号中「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同 意わいせつ」に改める。

様式第8号を次のように改める。

3

様式第8号(第8条関係)

措置入院決定のお知らせ

年 月 日

殿

富山県知事

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、〔①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮 状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん 妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他 ()〕にあり、ご 自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、〔①精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律第29条の2の規定〕による入院措置(措置入院・緊急措置入院)が 必要であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

- 1 あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取つたり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で預かることがあります。
- 2 あなたの入院中、以下の人との電話・面会については制限なく行うことができます。
 - ① 人権に関係する行政機関の職員
 - ② あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの家族の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士

それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

- 3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- 4 入院日から7日以内に、退院後の生活環境に関し、あなたやご家族等からのご相談に応じ、必要な情報の提供や助言、援助等を行う職員として、退院後生活環境相談員が選任されます。
- 5 介護保険や障害福祉のサービスの利用を希望される場合又はその必要性がある場合、介護や障害福祉に関する相談先を紹介しますので、退院後生活環境相談員等の病院の職員にお問い合わせください。

- もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかな い点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話しください。
- 7 あなたの入院中、もしもあなたが病院の職員から虐待を受けた場合、下記に 届け出ることができます。また、もしも他の入院患者さんが病院の職員から虐 待を受けたのを見かけた場合も、下記に通報してください。

問い合わせ先

【入院や入院生活にご納得のいかない場合】

あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家 族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、本職に請求することができま す。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねにな るか又は下記にお問い合わせください。

問い合わせ先

教示

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の 翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることが できます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは 、当該審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分(1の審査請求をした場合 にあつては、当該審査請求に対する裁決)があつたことを知つた日の翌日か ら起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表 する者は、富山県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起する ことができます。ただし、この処分(1の審査請求をした場合にあつては、 当該審査請求に対する裁決)の日の翌日から起算して1年を経過したときは、 この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第12号中

医療保護入院	フリガナ 氏名			男・女	続柄	生年月日		年	月	日	
者		住所		都道 府県	君	市区	町区	·村·			
	家族等の同意		年	月	今回日]の入	.院年月日		年	月	日
	家族等の同意により入院した年月日		7	Л	•	形態	i i				

を

「下記の者が医療保護入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第9項の規定により届け出ます。

	00/1/3/	× .	///	.100/	ם ייו	4 5	/ 0						
医療保護入院者	フリガナ 氏名				男 •	女	続柄	生年月	日		年	月	日
者	住所			都道 府県		郡区	市		町区	村			
家族等の同意 により入院し た年月日			年	月	日全	今回 (の入	院年月	日		年	月	日
今回の医療保 護入院の入院 期間		年	月	日ま	でフ	、院	形態						

に、

「入院を必要と 認めた精神保署名 健指定医氏名

を

に改める。

様式第13号の次に次の1様式を加える。

様式第13号の2 (第17条関係)

医療保護入院者の入院期間更新届

年 月 日

富山県知事 殿

> 病院名 所在地 管理者名

	フリガナ		男	· 女	生年月日		年	月	日生
医療保護入院者	八石	都道		郡市	: 1	 町村			
	住所	府県 府県		区加加		<u> </u>			
医療保護入院年月日 (第33条第1項·第2項		月 日	今回の	入队	完年月日		年	月	日
に よ る 入 院)		/1 H	入「	院	形態				
入院届又は前回の入院期間更新届での入院期間	午	月 日 年 月 日	本更新	後の	入院期間		年	月	日まで
病名	1 主たる	る精神障害	2 3	従た	る精神障害	等 3 ,	身体合	併症	
入院又は前回更新日からの	ICDカテコ゛リ・	- () ICD	カテコ゛リ	- ()			
治療の内容と、その結果									
(更新前の入院期間に係る病状または状態像の									
経過の概要)									
		頂向 2 動揺	傾向	3	不変	4 改	善傾向]	
<現在の精神症状>	(1) 意	識混濁 (2) せ	ん妄	(3)	もうろう	(4)	その化	<u>p</u> ()
		度障害 (2) 中	等度障	害	(3) 重度	障害			
	3 記憶(1) 記	: .銘障害 (2) 見	当識障	害	(3) 健忘	(4)	その化	h ()
	4 知覚		(3) そ			(-/	C 1	_ `	,
	5 思考	•				4\ 3 \	・ 元 i 田 土	, z	
	(5) 思		絶 (3) 【考制止		合し緩(強迫観》)		(袋思考	Ŧ	
		情平板化 (2)			(3) 高		(4)	感情急	
		の他(易怒性	•被	刺激性こ) 進			
	(1) 衝 (5) 精	動行為 (2) 行 神運動制止 (6	· 為障害 無為	(3) •無	興奮 (関心 (7)	4) こ その	.ん迷)
		人感 (2) させ	られ体	験	(3) 解離				
	(4) そ 9 食行	の他(動)				
		食 (2) 過食	(3) 異	食	(4) その(也 ()
<その他の重要な症状>		んかん発作 (2 の他()自殺	念慮	(3) 物分	質依存	Ξ ()

< 問題行動等>	(1) 易	暴言 (2	2) はい	ツァ ケノ (3)	不潔征	行為 (4	!) その	の他	()
<現在の状態像>	(4) 約 (7) 七		間症等残 大態 (8)	2) 精神運 遺状態 (5 もうろう) 抑	うつ状態		躁壮		1	
医療保護入院の 必要性 (患者自身の病識を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。											
今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。)											
本更新に係る診察の年月日			年	月		日					
入院を必要と認めた 精神保健指定医氏名	署名										
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について)		R護入院·	者退院支	援委員会での	の審議な	が行われ	た年月	日(Ē	声 月	日)
	氏名			(男・女)	続柄	生年			年	月	日生
	I			(男・女)	続柄	月日			年	月	日生
今回の更新の直前の入院 又は更新に同意をした 家 族 等	住所		都道 府県	郡市 区		町村 区					
			都道 府県	郡市区		町村 区					
	4 7 家		5 兄弟	: (親権者で B姉妹 6 た扶養義務	後見	人又は保	3 佐人	祖父年	:母等 月	目)	
	氏名			(男・女)	続柄	生年			年	月	日生
人口の玉がは同葉としょ				(男・女)	続柄	月日			年	月	日生
今回の更新に同意をした 家 族 等 (上記の家族等と同じ	A-=r		都道 府県	郡市区		町村 区	I				
場合は記載不要)	住所		都道 府県	郡市区		町村区					
		- 偶者 ・孫等		!(親権者で		<u>ー</u> ・ない) 人又は保		祖父母	 等		
	7 家			た扶養義務			<u></u>	年	月	目)	
法第33条第8項の規定に 基づき家族等の同意を得た			98項の規	定に基づき	家族等	の同意を	得たもの	のとみ	なした	生場合は	、そ

		こして			家族等へ通知を発した日 年 月 日	
そ	\mathcal{O}		旨	等	家族等に示した回答期限 年 月 日	
					(回答期限は、通知を発した目から2週間を経過した目であることに留意)	
					通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件)	
					年 月 日(□面会 □電話 □その他())
					年 月 日(□面会 □電話 □その他())
		_	-4-	_		
審	查	会	意	見		
番	査	会	意	見		
番	査	会	意	見		
番都	道 府	会県	の措			

様式第15号中「第33条の7第5項」を「第33条の6第5項」に改める。

様式第17号中

Γ	フリガナ					
		男・女	生年月日	年	月	日
措置入院者						J

を

Γ 下記の措置入院者について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38条の2第1項の規定により報告します。

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	フリガナ						
	丘夕.		男・女	生年月日	年	月	日
措置入院者	1/1						

に改め、

生活歴及び 現病歴 (推定発病年) 月日、精神							
科又は神経 科受診歴を 記載するこ							
と。	(陳述者	 氏名				続柄)	
初回入院期間	年	月	日~	年	月	日(入院形態)
前回入院期間	年	月	\exists \sim	年	月	日(入院形態)
初回から前回							
までの入院回	計	口					
数							

を削り、

Γ		隔離	1	多用 2 時々 3 ほとんど不要
	処遇、看護及	注意必要度	1 3	常に厳重な注意 2 随時一応の注意 ほとんど不要
	び指導の現状	日常生活の 解除指導必 要性	.,	極めて手間のかかる介助 比較的簡単な介助及び指導 生活指導 その他()

を

	隔離	1	多用	2	時々	3	ほとんど不要
処遇、看護及	注意必要度	1 3	常に厳 ほとん	-		2	随時一応の注意
び指導の現状	日常生活の 解除指導必		•		引のかか 単な介助		

	要性	3 4	生活指導 その他()	
退院に向けた 取組の状況	選任された	退院	E後生活環境相談	淡員()
(選任された退院後生活環	地域援助争			て本人や家族等	からの求め又は必	公要
境相談員との相談状況、地	上記で「あ		の場合の紹介料	犬況()
域援助事業者 の紹介状況等 について)						

に、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」 に改める。

様式第18号を次のように改める。

様式第18号 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行 規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することがで きる。

(健康対策室)

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部 を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第28号

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行 規則の一部を改正する規則

富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成

11年富山県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項中「第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項」を 「第44条の3の5第6項及び第50条の6第6項」に改める。

様式第10号及び様式第11号中「第44条の3の2第6項(第50条の3第6項」を 「第44条の3の5第6項(第50条の6第6項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使 用することができる。

(健康対策室)

令和6年3月29日印刷発行

発 行 富

山 .

富山県富山市新総曲輪1番7号 電話富山 076—444—3153番